

試合規則

(運営部会)

第 1 条 本連盟の試合はリーグ戦、県内外の選手権大会及びトーナメント戦とし、理事会は円滑な運営を計る為、下記により運営部会を設置する。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 運営部長 (運営理事兼任) | 1 名 |
| (2) 部会員 (各リーグ運営委員長) | 4 名 |
| (3) 幹事及び副部長 | 若干名 |

(リーグ割)

第 2 条 登録チームは、次のA・B・C級に分け、各リーグ運営委員会を置く。

- | | | | |
|---------|---------|---|--------------|
| (1) A 級 | ブルーリーグ | B | ブルーリーグ運営委員会 |
| (2) B 級 | イエローリーグ | Y | イエローリーグ運営委員会 |
| (3) B 級 | レッドリーグ | R | レッドリーグ運営委員会 |

(リーグ構成)

第 3 条 各リーグは、前期各リーグの成績上位より順に、今期各リーグを構成する。

2. 毎年度リーグ割は、前年度の上位成績により下記の通り昇級する。
 - (1) B級 1 ~ 2 位→A級
3. 各リーグのチーム数が脱退等の事由により増減幅が大きい場合は、調整のため、理事会は、リーグ割を別に定めることができる。
4. B・C級は、同級内の交流のため前年度成績上位より交互に配置される。
5. 新規加入チームはC級に配置される。

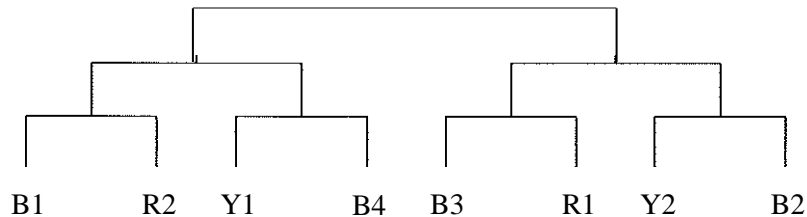
(選手権大会)

第 4 条 選手権大会出場資格チームは各リーグ成績上位より下記の通りとする。(市長杯を除く)

(1) 北陸中日旗争奪選手権大会

(組合せ)

※数字はリーグ戦成績順位



ア. A級 プルーリーグ 1～4位(4チーム)

イ. B級 イエローリーグ 1～2位(2チーム)

レッドリーグ 1～2位(2チーム)

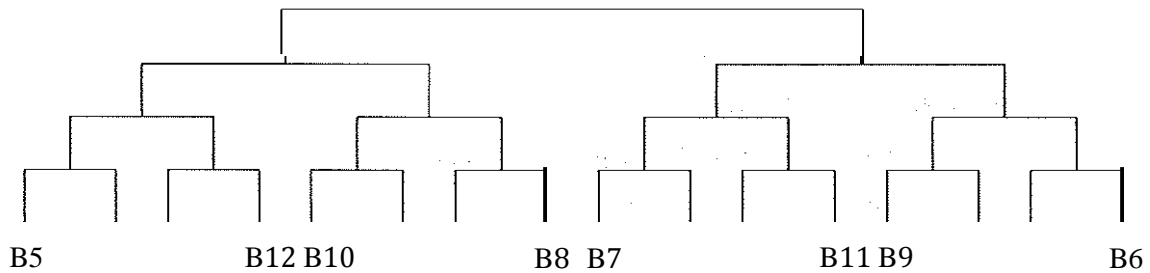
合計 8チーム

(2) 石川テレビ旗選抜選手権大会

(組合せ)

※数字はリーグ戦成績順位

※ブルーリーグ以外は抽選



ア. A級 ブルーリーグ 5～最下位 (8～9チーム)

イ. B級 イエローリーグ 3～6位 (4チーム)

レッドリーグ 3～6位 (4チーム)

合計 16チーム

(3) 特進

(2)に出場するチームで、A級以外のチームが優勝した場合、そのチームは次年度A級に特進する。

(4) 前項(1)(2)に出場するチームより出場辞退の申し入れがあった場合は、同リーグの次順位のチームが繰り上げ出場する。

(5) 金沢市長杯軟式野球大会

(1) (2)に出場するチームとA級以外の参加を希望するチームにより抽選でトーナメント戦を行う。

(6) 前項(1)(2)(5)は、リーグ戦全試合終了後、直ちに行うことを原則とする。

(対外試合)

第 5 条 本連盟の代表として行う対外試合（親善野球を含む）に参加資格を有するチームは、第 4 条の(I) に優勝したチームとするが、本年決定していない場合は、前年度優勝チームとする。ただし最終決定は理事会が行う。

2. 対外試合が連盟に増枠となって、2 チームの場合は 4 条(I) の準優勝チームとし、更に増枠となって、3 チームの場合は4 条(2)に優勝したチームとする。

(リーグ戦試合日程)

第 6 条 リーグ戦は、各リーグ別に 1 回戦総当たりとし、試合期間を前期と後期に分け、前期日程は各チームの抽せんにより対戦を決定し、後期は前期の流れた試合の早い対戦順に試合を行うことを原則とする。

(リーグ戦試合日程の変更)

第 7 条 リーグ戦の日程は、変更できないものとする。ただし次の場合は運営委員会が日程の変更ができるものとする。

(1) 天候の事情等による中止試合

(2) グランド確保ができなかった場合

(3) 連盟が決定した中止試合

(4) チームが相当の事由により日程変更の申請があった場合

2. 試合日の時間帯は、同リーグで複数のグラウンドにわたる場合は、試合時間の変更があるものとする。時間帯の調整は、運営委員会が行うものとする。

3. 第 1 項(4)の変更は運営委員会の承認を必要とし、変更の事由及び申請の許容期間は当該試合日を含む 7 日以前までに申し出るものとする。7 日を過ぎた場合は、理由の如何を問わず不戦負とする。

(集合時間)

第 8 条 各チーム選手の集合時間は、次の通りとする。

(試合)	(集合時間)	(開始終了基準時間)
第 1	5 : 4 5	6 : 0 0 ~ 7 : 3 0
第 2	7 : 1 5	7 : 4 5 ~ 9 : 1 5
第 3	9 : 0 0	9 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0
第 4	1 0 : 4 5	1 1 : 1 5 ~ 1 2 : 4 5
第 5	1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
第 6	1 4 : 1 5	1 4 : 4 5 ~ 1 5 : 4 5

2. 各チームは、集合時間を厳守し、主審の試合開始の指示があり次第、直ちに試合のできないチームは不戦負とみなす。
3. 試合終了後、直ちに次の試合を行う。ただし集合時間以前に試合を行わない。

(ゲーム規定)

第 9 条 リーグ戦のゲーム規定は、次の通りとする。

- (I) 1 試合の時間は 1 時間 4 5 分以内とし、1 時間 3 0 分を越えた時点で新しいイニングに入らない。
- (2) 各チームは、試合開始時間までにメンバー表を 2 部作成し、スコアラー及び対戦チームに各 1 部提出する。
- (3) 1 試合 7 回戦とし、延長は認めない。
- (4) 5 回で 7 点差の場合、コールドゲームとする。
- (5) 4 回以降試合続行不能の場合は、試合成立とする。
- (6) 試合時間内による最終インニングの判断は主審が決定する。
- (7) 試合の終了は、インニングに関係なく、審判団協議の上試合成立として行うことができる。
- (8) 試合中の抗議は、当事者、監督又は主将に限る。
- (9) 第 1 試合の開始時間は、午前 6 時を原則とし、天変地異又は不測の事故による開始時間の延長を認める。ただし当該判断は審判団協議の上主審が行う。

(フリーエントリー制)

第 10 条 フリーエントリー制 (F E 制) は、同打席、同守備を 2 人 1 組 (F E 組) によりプレーし、2 人内での交代は自由とする。

2. F E 制は、投手を除く打順守備で採用できる。
3. 1 インニング中のプレーの交代はできない。
4. FE 選手の一人が投手となった場合は、他の一方の選手は試合から原則として退くこととする。ただし、試合中、不慮の事故により出場選手に欠員が生じた時は、FE 組一方の選手を審判の判断により出す事が出来る。

5. F E組は、補欠選手と交代できる。
6. F E組は、他の選手の代打、代走はできない。
7. 打撃成績は2 人のいずれか 1 名とし、先発メンバー表左欄に記入された選手がその者となる。
8. 打撃成績の内、新聞社への報告は、打撃者本人とする。
9. F E 制を試合で採用するか否かは、チームの自由とする。
10. F E 制は、各選手権大会には採用できない。

(背番号)

第 11 条 各チームの背番号は、30番を超えない範囲で監督30番及び主将10番を原則とする。

(服装)

第 12 条 通常野球を行うのに他と著しく相違がなく、かつ登録違反のない統一したユニホーム及び装身具を着用する。

2. 登録選手は、本連盟の定めるマーク(ワッペン)を チーム内で統一して、上着の袖に縫いつけて出場しなければならない。

(態度)

第 13 条 各チームの選手及び応援者は、秩序をまもり、選手は撥刺とした態度で敏速に試合を運ぶこと。

(グラウンド整備)

第 14 条 試合終了後、両チームは5 分以内に次の試合ができる ように、直ちに整備を行うこと。

(環境衛生)

第 15 条 各チームは、グラウンド内の消掃、環境保全及び廃棄物の処理の為、環境衛生委員を選任しチーム内の指導に当たること。

2. 最終試合チームは、特に念入りに清掃等行うこと。

(用具の準備収納)

第 16 条 各リーグの第1 試合審判当番チームは野球用具を準備し、当日最終試合の審判当番チームは収納しなければならない。

2. 各リーグ用具委員会は、用具の点検及び補充を行い、不足の場合は調査し、担当理事に報告しなければならない。
3. 紛失したチームは、当該用具を自己負担しなければならない。紛失したチームが判明しない場合は、当該リーグ内で均等負担する。
4. 用具とは、下記のを示す。
ホームベース、塁ベース、球審マスク、プロテクター、ライン引き、インジイケーター、 石灰用ポリバケツ、スコアラシート、アタッシュケース、メジャー

(記録)

第 17 条 試合記録は、担当チームが正確に記入し、当日最終試合審判当番チームは当日の全ての記

録を集計し、北陸中日新聞社報道部に速かに報告しなければならない。

2. 各リーグ記録委員は、記録用紙その他必要な用紙の点検補充を行うこと。
3. 各リーグ記録委員は、リーグ全試合の記録の保管、管理及び集計を行う。
4. 各リーグ記録委員は(3)項で集計した記録を速かに担当理事に報告する。
5. 各リーグ運営委員会の記録委員は、リーグ戦終了後、直ちに全ての記録の集計を行い、担当理事に提出する。

第 18 条 連盟はインターネットを開設する。

2. 第17条(4)項で報告を受けた担当理事は、連盟で開設したインターネットのホームページに掲載する。
3. 連盟の行事日程、総会等、必要と認めたニュースも掲載する。

(物的破損)

第 19 条 試合中の物的破損したチームは、籠ちに事後処理を行い、当該運営委員は担当理事に報告し、損害賠償の処置を行うこと。

(傷害事故)

第 20 条 公式試合中の傷害事故を起こした場合、関係者及び主審は最善の処置を取ること。当該チーム運営委員は、担当理事に報告し連盟が定める傷害補償による手続を行うこと。

(ルール適用)

第 21 条 本連盟の全ての試合は、連盟のローカルルール及び全日本軟式野球協会のルールを適用する。

第 22 条 その他の事項は、理事会及び各リーグ運営委員会が協議決定する。

第 23 条 本規則の改廃は、理事会が行う。

附則

本試合規則は、令和2年2月2日より運用する